

スリーアール

# 3Rのススメ。



2022  
第37号  
早春

17世紀ルイテル提督旗艦  
De7Provincien号

## プラスチック資源循環の新たな社会づくりに向けて —欠かせない企業と消費者・両輪の取組—

京都大学大学院

地球環境学堂

准教授 浅利美鈴先生に聞く

物質フローや消費者行動のモデル化を研究。また学術研究にとどまらず、学生の頃立ち上げた「京大ゴミ部」を始め、環境改善やSDGs活動など地域での実践活動を積極的に展開しています。プラスチック資源循環促進法の施行を前に、プラスチック資源循環の今後の動向などについてお話を伺いました。



京都大学大学院地球環境学堂  
准教授 浅利美鈴先生

### —プラスチック資源循環促進法が4月から施行されます。

今回の新法は2019年に政府が策定した「プラスチック資源循環戦略」を実現するための法律という意味合いがあると思います。「戦略」では幾つかマイルストーンを設定していますが、この目標は積み上げ方式(フォアキャスティング)ではなく、バックキャスティング、つまり未来のあるべき姿から逆算したマイルストーンとして設定されています。この「戦略」の存在は大きく、脱炭素化の動きと併せ、抜本的に社会や産業の構造を見直す契機として、この法律にも期待しているところです。プラスチック問題は以前から議論されて

いましたが、プラスチックの製造まで至るところではありませんでした。いよいよこれからがスタートというところですね。

### —規制法ではなく促進法という位置づけの法律です。

プラスチックの使われ方は非常に広い分野です。あらゆる製品が対象となり、今までのリサイクル法と様相が異なり、一律に義務を課していくのは難しい面があるのでしょう。いかに実効性のあるものにしていくかが大切です。まだ様子見の企業も多いでしょうが、すでにクロマ※のようにプラスチック問題に取り組んでいる経済界を中心とした団体があります。事業者が取組む団体としては一番大きいと思うのですが、多くの企業や自治体等が参画して、海洋汚染問題のほかプラスチックの回収やバイオマスプラなども議論しています。そういう企業の活動の後ろ盾となる法律となるように期待したいです。

プラスチック製品のすそ野は広く、素材としてとても優れています。今後のあるべき姿はまだ見えていません。技術の進展を見ながら戦略的に変えていくべきものでしょう。

※クロマ「CLOMA」=Clean Ocean Material Alliance。2018年設立された。

### —EUではワンウェイプラの市場化を禁止する措置を出しています。日本との違いは何なのでしょうか。

EUは日本とは全然違うレベルだと感じています。消費者の環境プレミアムに関する評価や、環境に配慮した製品であれば多少高くても選ぶという意識が、日本よりだいぶ高いと感じます。そういった消費者の意識をうけ企業も本格的に取組み、それを評価するマーケットがあります。

それはとても大きなことで、ヨーロッパは他の地域・国に先んじることで市場の優位性を確保しますし、その背景として消費者のマインドが大きく関わっています。

京大が行っているプラスチックの「プラ・イド調査」※の中で、プラス

## contents

特集

プラスチック資源循環の新たな社会づくりに向けて  
—欠かせない企業と消費者・両輪の取組—

特集

施行が迫る「プラスチック資源循環促進法」  
事業者に求められることは。

次ページへ続く

チックの家庭への流入量調査を行っていますが、意外なことに、家庭による流入量の差が生まれにくくなっています。つまり、日本では商品の選択肢が限られており、スーパーやコンビニでも購入方法が画一化されています。他方、アメリカではオーガニックスーパーなど裸売りによる販売など選択肢が増えています。日本でも最近動きはあるもののまだ限定的で、日々の買い物として選択することは難しい状況です。暮らしの多様性があるようではない。プラスチック対策は、ショッピングスタイルから見直さないと進みません。

とはいっても脱炭素を含め化石燃料由来の自体は減っていく方向にあるのは確実です。今の当たり前が当たり前でなくなるということを前提に、先を見てビジネスしないと取り残されます。例えば蛍光管の水銀問題でも、LEDへの転換は業界の思惑を超えて一気に変化しました。変化は起こるということ、それも急激に起こりうるということを意識しないといけません。

—プラスチックのケミカルリサイクルの動きについて教えてください。

ケミカルリサイクルの動きが大きくなっているのは確かですが、まだ「美味しいところ取り」と言つたらよいのでしょうか、本当の意味での技術革新によって定着していくのはまだ時間がかかりそうです。ケミカルへのジャンプアップはなかなか難しいものがありますが、その動きは止まらないでしょう。

#### —消費者の役割についてお聞かせください。

事業者を動かす力として消費者の力はやはり大きいです。企業の自主的な取組みを促進させるためには、消費者がしっかりと評価し、より良い製品が選ばれるようにしていかないといけません。

欧米でもゼロウェイストの店がたくさんできているのは、消費者の意識、意向に沿っているからで、消費者が気にしなければ企業も動きません。ファッション界ですらプラスチック削減の動きは始まっています。欧米の企業は危機感を持っているのでしょうか。消費者や企業に環境問題について意識してもらう。直ぐには難しいのですが、買い物にも選択肢があるということをまず知つてもらうことが大切です。この法律によって消費者の意識が変わっていくことを期待したいですね。今年から中学校でプラスチック問題を扱うようになりました。若い世代の方の理解はとても進んできています。若い人は違う感覚

を持っていますし柔軟です。年齢をこえて変わらないといけません。人生100歳時代、シニアを侮るわけにはいきません(笑)。プラスチック消費量を見てもシニアの方が増える傾向にあります。難しいですが、シニアをこえて変わらぬといけません。

#### —浅利先生の最近の活動についてお聞かせください。

現在、京北地域で「京都里山SDGsラボ」という拠点での活動を行っています。小学校だった施設を使って、生ごみの循環やローカルSDGsの取組、地域内での資源循環などの取組やビジネスとして発信していく事業を展開しています。例えば今ブームになっているアップサイクル。使用済みターポリン(懸垂幕)をバックにする、廃シートベルトをバックやペンケースにするなど、今まででは知られなかつたであろう廃棄物を逆に原料として活用し、よりグレードの高い商品にアップさせて販売する活動です。今後京北地域がアップサイクルの拠点、聖地になればと思っています。

京北では、UターンやIターンしてきた人々とも仕事をしています。若い人が来て、新たな事業が起こることが大事で、若い人こそ田舎に向いているといえます。大変ですが、今までと違った血が入ることによって地域も活性化します。

また大阪・関西万博が2025年に開かれます。SDGsの目標が2030年なので、その少し手前のマイルストーンとして万博を位置づけ、循環型社会に向かっている姿を見せられるようにみんなで頑張ろうと思っています。私たちもその活動に参画して、万博自体が省エネなど持続可能なイベントにするようにしていきたいと考えています。

#### 「プラ・イド調査」

プラスチック製品について「いる／いるない」「避けられる／避けられない」という2軸からなるチャートにより消費者アンケートを行い、消費者の意識・傾向を分析するために開発された調査手法。消費者意識や行動が可視化され、プラスチック製品を削減するコミュニケーションツールとして活用できる。

「プラ・イド」という名称には、日常生活の中で使われているプラスチック製品について、改めてその存在や機能に気づく(plastic identification ⇒ Plastic Identification ⇒ プラ・イド)という意味が込められている。

※京都大学の関連サイト:

<https://eco.kyoto-u.ac.jp/sdgs/kyoto-times/pr/>

※当センターのニュースレター「3Rのススメ」(第28号、29号)でも紹介しています。

## 施行が迫る「プラスチック資源循環促進法」 事業者に求められることは。

今年の4月から、いよいよ「プラスチック資源循環促進法」が施行されます。

コンビニや飲食店などで無償提供されているスプーンやフォーク等の使い捨てプラスチックについて、提供方法の見直しが求められます。しかしこの法律、使い捨てプラスチックの削減だけが目的ではありません。世の中で広く使われているプラスチック使用製品全体について、製造事業者から提供事業者そして排出事業者、処理業者に対し、様々な対策や変革を求めているからです。

法律の施行を目前にして、この法律の目的や内容、特に「事業者に何が求められるのか」といった観点からお伝えします。

### 事業者の自主的取組によりプラスチックごみの排出抑制・再資源化等を「促進」

法律の目的は「プラスチックに係る資源循環の促進等を図ること」、そのため「プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回

収及び再資源化を促進するための制度の創設」です(第1条)。法律の組立は、「プラスチックに係る資源循環の促進等を図る」ための基本方針を策定、次いで個別措置です。個別措置としては、設計の工夫、使い捨てプラスチック削減(使用の合理化)、回収・再資源化の促進など。製品の設計・製造から販売、廃棄・再生を通じプラスチック製品の削減や回収・再資源化を促進しようとするものです。

設計 製造	設計の工夫(プラスチック 使用製品設計指針の策定)	・製造事業者等は指針に適合した 製品づくりに努める ・認定製品は国が率先して調達
販 売 提 供	使い捨てプラスチック削減 (使用の合理化)	・提供事業者は国が定める判断基 準に従い削減に取組む(国の指導 ・助言、多量提供事業者に対する 勧告・公表・命令あり)
廃 棄 回 収 ・ リ サイ ク ル	市町村の分別収集・ 再商品化促進	・容り法ルートを活用した再商品化 が可能
	製造・販売事業等による 自主回収・再資源化の促進	・製造・販売事業者等が「自主回収・ 再資源化事業計画」を作成し、國 が認定した場合、廃棄物処理法の 業の許可が不要
	排出事業者等の排出抑制・ 再資源化の促進	・排出事業者は国が定める判断基 準に従い排出抑制・再資源化等に 努める(国の指導・助言、多量排 出事業者に対する勧告・公表・命 令あり) ・排出事業者等が「再資源化事業計 画」を作成し、國が認定した場合、 廃棄物処理法の業の許可が不要

この法律は、「促進法」の名が示すように「規制」的な手法ではなく、事業者の自主的な取組を「促す」ことによりプラスチックごみの排出抑制や再資源化等を目指すものです。

とはいっても、プラスチック使用製品の設計について事業者が取組むべき指針が示され、また使い捨て提供事業者、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者に対しても、取組むべき判断基準が示されます。「取組が著しく不十分な場合」は勧告・公表・命令の規定もあり、事業者の積極的な取組が求められます。

## 事業者に求められること

この法律では、事業者、消費者、国・地方公共団体すべての主体について役割が定められています。ここでは「事業者」に求められている取組について整理します。

### ①プラスチック削減・再資源化に配慮した製品づくり

プラスチック資源循環のスタートとして、まず製造事業者に対し設計・製造段階での対策を求めています。

国は「プラスチック使用製品設計指針」を定め、プラスチック使用量の削減、再使用・再生利用を容易にするための設計、部品や原材料の種類の工夫、プラスチック以外の素材転換、再生プラスチックやバイオプラスチックの利用などの取組を求めます。(右上表)

更に、特に優れた設計については国が認定し、認定製品は国が率先して調達(グリーン購入法上の配慮)、環境に配慮した設計のプラスチック使用製品の市場での拡大を目指しています。

指針では業界団体が製品分野ごとに設計の標準化やガイドラインを策定するよう求めており、業界の取組が注目されます。

例えば、プラスチック使用製品の「構造」について、次のような取組が求められる。

①減量化	できるだけ 使用する材 料を少なく する	②包装の簡素化
③長期使用化・ 長寿命化	・製品全体の耐久性を高める ・繰返し使用に耐えるものとする ・部品を容易に交換できる構造とする ・容易に修理ができるようにする	
④再使用が容易な 部品の使用又は 部品の再使用	・再使用が容易な部品を使用する ・部品の再使用をする	⑤単一素材化等
⑥分解・分別の 容易化	・部品ごとに容易に分解・分別できるようにする (リチウムイオン蓄電池とその他の部品等とを 容易に分解・分別できることが望ましい。) ・部品等を取り外すまでに必要な工程数ができる だけ少くなるようにする ・使用されている材料の種類の表示を行う	
⑦収集・運搬の 容易化	・可能な限り収集・運搬を容易にするよ うな重量、大きさ、形状及び構造とする	⑧破碎・焼却の容易化
		・再使用又は再生利用が難しい部品等 には、破碎や焼却の容易化に配慮する

出典:環境省プラスチック資源循環特設ホームページから作成 <https://plastic-circulation.env.go.jp/>

## ②使い捨てプラスチックの削減

### (特定プラスチック製品の使用の合理化)

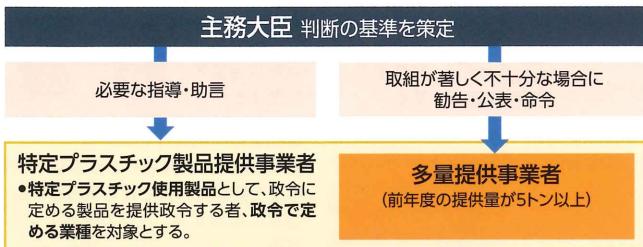
スプーン、フォークなどの使い捨てプラスチックを提供する事業者(特定プラスチック製品提供事業者)に求められている対策です。対象品目、対象となる提供事業者、取り組むべき対策、多量提供事業者等は下表のとおりです。

使い捨てプラの削減対策		
対象品目 (12品目)		プラスチック製のフォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー、ヘアブラシ、櫛、剃刀、シャワー用キャップ、歯ブラシ、ハンガー、衣類用のカバー
対象となる 提供事業者		各種商品小売業、各種食料品小売業、無店舗小売業、宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯業
取 提 供 事 業 者 が 対 策	提供方法	・有料で提供 ・景品等を提供(ポイント還元等) ・消費者に必要・不要の意思を確認 ・繰り返し使用を促す
	提供する 製品	・軽量化や代替製品への切り替え ・商品やサービスに適したサイズの製品を提供 ・繰り返し使用が可能な製品の提供
多量提供事業者		・前年度において提供した特定プラスチック使用製品の量が5トン以上である事業者。 ・排出抑制が著しく不十分な場合は「勧告」を受け、勧告に従わない場合は「公表」、公表後も改善されなければ「命令」、命令違反に対しては50万円以下の罰金。

コンビニ、スーパー、飲食店、ホテルなど使い捨てプラスチックを提供する事業者は、提供方法を工夫し削減に努めます。提供方法は有料化だけではなく、ポイント還元、声掛けなど7つの方法の中から選択します。

提供事業者は、国の判断基準に従って自主的に取組みますが、多量提供事業者(5トン/年以上)については勧告・公表・命令(命令違反

は罰則)の規定もあり、取組状況について国が目でも監視されると  
いっていいでしょう。



### ③製造事業者等による自主回収・再資源化

プラスチック使用製品の製造・販売事業者は、自分で作った・販売した製品について、自主回収・再資源化を行うことが期待されます。既にペットボトルや食品トレイなど自主回収の事例がありますが、これを更に促進しようとするものです。具体的には、製造・販売事業者が「自主回収・再資源化計画」を策定し、国の認定を受けることで廃棄物処理法の処理業の許可が不要となります。自治体ごとの業許可が不要となり、広く全国で展開できることが期待されます。(ただし、処理施設許可やマニフェスト(産業廃棄物)は必要)

### ④排出事業者による排出の抑制・再資源化

最後に、プラスチック製品の産業廃棄物(プラスチック使用製品産業廃棄物等)を排出する事業者です。排出事業者に求められるのは「排出の抑制」と「より積極的な再資源化」です。

#### 「排出の抑制」

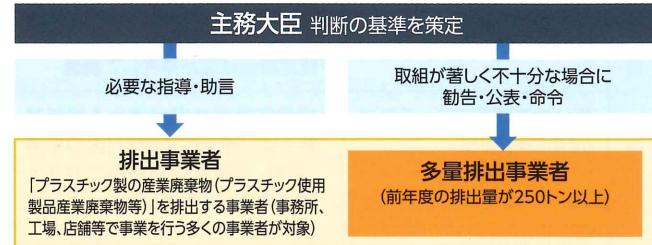
排出事業者(小規模企業者等を除く\*)は、国が定める判断基準に従って排出抑制・再資源化に取組みます。排出の抑制・再資源化等の原則は次の4つです。

- ①排出を抑制する
- ②適切に分別して排出する
- ③再資源化を実施することができるものは再資源化を実施する
- ④再資源化を実施することができないものでも  
熱回収できるものは、熱回収を行う

\*小規模企業者等:

従業員の数が20人以下の、商業・サービス業以外の業種を行う会社・組合等  
従業員の数が5人以下の、商業又はサービス業の業種を行う会社・組合等

また、多量排出事業者(排出量250トン/年以上)は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等に関する目標を定め、達成するための取組を計画的に行なうことが求められます。主務大臣は、必要があると認める時は、排出事業者に必要な指導・助言を行い、多量排出事業者に対しては、取組が著しく不十分な場合に勧告・公表・命令(命令違反は50万円以下の罰金)を行うことがあります。



#### 「積極的な再資源化の取組」

高度なリサイクルを行う処理業者と排出事業者による回収・再資源化が効率的・広域的に行われるよう、排出事業者等による再資源事業計画を主務大臣が認定し、廃棄物処理法の業許可を不要にする制度を設けています。

事業者には、プラスチック使用製品を「製造する立場」、「販売・提供する立場」、「排出する立場」があります。あなたの会社はどのような立場になるのでしょうか。

この法律は、「促進法」として企業の自主的な取組み・創意工夫を促すものです。世界ではEUを始めサーキュラーエコノミーの潮流がより明確化しています。マスコミでは既に幾つかの企業で新たな取組を開始していることが報じられています。これをビジネスチャンスと捉え積極的に取組む企業が更に増えていくことが期待されます。

#### ●関連サイト

##### ●環境省:プラスチック資源循環法関連

<https://www.env.go.jp/recycle/plastic/circulation.html>

##### ●経済産業省

<https://www.meti.go.jp/press/2021/01/20220114001/20220114001.html>

##### ●プラスチック資源循環特設ホームページ

<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

#### 事務局より

いつもニュースレターをご購読いただきありがとうございます。一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターですが、平成23年6月1日に、前身である「京都府産業廃棄物減量・リサイクル支援センター」が設立されてから、昨年で10年の節目を迎えました。既にご覧いただいた方もおられるかと思いますが、これを機に、昨年の末にwebサイトを今風のスタイルに一新しました。京都府内の産学公が連携し、産業廃棄物の3Rに取り組んでおられる企業の皆様を支援するため、引き続き有益な情報の発信に努めてまいりたいと思っており、今後ともご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

## 一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター ニュースレター 「3Rのススメ。」第37号

2022年3月発行(年4回発行)

発行:一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター

住所:〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地  
京都経済センター4階 417号室

T E L: 075-352-0530 F A X: 075-352-0529

E - mail: [info@kyoto-3rbiz.org](mailto:info@kyoto-3rbiz.org)

U R L: <http://www.kyoto-3rbiz.org/>



【構成団体】京都商工会議所・京都府中小企業団体中央会・一般社団法人長田野工業センター・公益社団法人京都工業会  
公益社団法人京都府産業資源循環協会・特定非営利活動法人KES環境機構・京都府・京都市

